

## 2021年度社会福祉法人実地指導の結果

### (1) 実地指導の実施状況

今年度の実地指導実施状況とそれに伴う主な指摘事項については次のとおりとなります。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、時間を短縮して実施しました。なお、監査の実績はありませんでした。

対象法人数 ※	実施法人数 (①)	文書指摘 法人数 (②)	口頭指摘 法人数	延べ指摘 事項数(③)	文書指摘率 (②/①)	1法人当たり 指摘事項数 (③/①)
43	13	5	13	77	38.4%	5.9件

※2022年4月1日現在

### (2) 主な指摘事項

今年度の実地指導における主な指導項目について、具体的事例を紹介します。  
2017年に本格施行した改正社会福祉法への対応の不備に関する事項が多くみられました。

文書指摘の具体的事例
<p>◇ 理事会への欠席が継続しており、名目的・慣例的に選任されていると考えられる監事がいるので、是正すること。</p> <p>社会福祉法人と監事は、委任に関する規定に従うこととされている。よって、監事は、理事会に出席し、理事会の議論を把握し、理事の職務の執行を監督する等、善管注意義務を果たさなければならない。</p> <p>しかしながら、監事1名が前年度及び当該年度に開催された理事会を2回以上続けて欠席しており、監事としての義務を果たしていない。</p> <p>(法第38条、民法第643条及び第644条、審査基準第3-1-(3)、ガイドラインI-5-(3)-1)</p> <p>&lt;改善の際の注意点&gt;</p> <p>監事を選任する際は、理事会に出席し、法人の運営に参画できる人を選任してください。また、理事会の開催を決定する前に、監事が参加できる日程で調整するようにしてください。また、やむを得なく欠席する場合は、必ずその理由を議事録等に記録を残すようにしてください。</p>

◇ 理事長及び業務執行理事（選任されている場合）が、理事会において、3か月に1回以上（※又は定款の規定により毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていないため、是正すること。

定款では、理事長は、理事会において、3か月に1回以上職務執行に関する報告することとしている。

しかしながら、理事会で業務執行の報告を行っていなかった。

（法第45条の16第3項、ガイドラインI-6-(1)-4）

<改善の際の注意点>

業務執行報告は、理事長等の職務執行状況をチェックするための重要な機会なので、対面（テレビ会議等を含む）での報告が必要となります。

◇ 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っていないため、是正すること。

賞与引当金は、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合に、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として繰り入れなければならない。

しかしながら、賞与引当金を計上していなかった。

（会計省令第5条第2項第1号、運用上の取扱い6、18、留意事項18の（2）、ガイドラインⅢ-3-（3）-2、3）

<改善の際の注意点>

賞与が支払われる年度の前年度に法人が負担すべき金額（賞与としてまだ支払っていない前年度の対象月の分）について、法人の財務状況を正確に把握するためにも、賞与引当金として計上してください。

◇ 附属明細書について計算書類の金額と一致していないので、是正すること。

附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類における金額と一致していなければならない。

しかしながら、法人単位事業活動計算書に施設整備等補助金収益が計上されているが、補助金事業等収益明細書には記載がなかった。

（会計省令第30条、運用上の取扱い25）

<改善の際の注意点>

附属明細書は、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表の内容を補足する重要な事項を表示するものなので、誤りや抜けがないか、各書類間の整合性の確認をするようにしてください。

口頭指摘の具体的事例	指摘 法人数
<p>○ 契約を適正な方法により行っていない。 (入札通知、ガイドラインⅢ-4-(4)-4)</p> <p>&lt;改善の際の注意点&gt;</p> <p>入札通知、経理規程に応じた数の見積りを徴取していない事例が多くみられました。必要な数を徴取するようにしてください。また、稟議書が作成されていない事例が多くみられました。必ず契約権限者による決定、随意契約の理由等を明確にし、書面で残してください。</p>	8
<p>○ 契約書又は請書を適正に作成していない。 (入札通知、ガイドラインⅢ-4-(4)-4)</p> <p>&lt;改善の際の注意点&gt;</p> <p>特に請書が作成されていない事例が多くみられました。契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする経理規程で定められています。</p>	7
<p>○ 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない。 (ガイドラインⅢ-3-(2)-1)</p> <p>&lt;改善の際の注意点&gt;</p> <p>月次報告の期限超過、小口現金の支出限度額超過等の事例が多くみられました。期間や限度額が法人の実情に合っていないければ、経理規程を改定することも考えられます。その際は、月次報告であれば予算編成、小口現金であれば不正や事故の防止という本来の趣旨に照らして、必要であれば検討してください。</p>	6

## 根拠法令等

略称	正式名称
法	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
法施行規則	昭和26年6月21日厚生労働省令第28号「社会福祉法施行規則」
ガイドライン	平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
審査基準	平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」
会計省令	平成28年3月31日厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」
運用上の取扱い	平成28年3月31日付雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」
留意事項	平成28年3月31日雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」
入札通知	平成29年3月29日雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」